**令和4年7月15日からの大雨による被害大雨から　一夜明け爪痕が鮮明に**

**記録的な大雨市内各地に被害**

　令和年7月15日から16日にかけて降り続いた大雨により、市内では観測史上最大の

降水量を記録し、市内各地に大きな被害をもたらしました。

　中小河川が増水し、市内各地で緊急安全確保や避難指示が発令される中、平成27年9

月に起きた関東・東北豪雨、令和元年東日本台風に続き、の堤防が決壊しました。

古川地域地区では、住宅地や農地などへの浸水被害があったほか、市内各地域でも住宅や農業施設、道路などが冠水し、広範囲にわたる被害がありました。

　また、土砂崩れや倒木、橋梁・道路の崩落などにより、通行止めが頻発したほか、農地が冠水し、農作物にも深刻な影響を与えました。

　現在、国や県などと協議、連携をしながら、一日も早い復旧を目指しています。関係機関との連携を密にし、市民生活の安定を取り戻すべく、これからも支援を継続してまいります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 件数 |
| 住家 | 床上浸水 | 170 |
| 床下浸水 | 599 |
| 公共施設 | 学校教育 | 20 |
| 社会教育 | 19 |
| 水道・下水道施設 | 108 |
| 農業関連 | パイプハウス | 52 |
| 作業場・倉庫など | 13 |
| その他 | 250 |
| 観光関連 | 観光施設 | 21 |
| 温泉施設 | 33 |
| 道路 | 通行止め（国・県・市道含む） | 147 |
| その他 | 倒木 | 11 |
| 水路 | 52 |
| 土砂崩れ | 122 |
| その他の被害 | 647 |

令和4年7月15日からの大雨による被害状況（8月10日現在 一部抜粋）

**被災者支援情報**

被災状況写真は、必ず撮影してください

**災害ごみの一般廃棄物処理手数料減免の有効期限の延長**

　災害ごみの一般廃棄物処理手数料減免の有効期限を、9月30日（金曜日）まで延長します。

　利用の際は、現在持っている手数料減免申請書を、中央クリーンセンター、東部クリーンセンター、リサイクルセンターの受付窓口に提示してください。

問い合わせ 環境保全課生活環境担当 電話23-6074

**市税（料）の減免**

　災害で被害を受けた場合、その損害状況により、市税（料）などを減免します。詳しくは、問い合わせください。

対象となる税（料）目　市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

対象となる税額　災害発生日以降に納期限が到来する、令和4年度分の税額

申請期限　9月30日(金曜日)

1市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

対象　次のいずれかに該当する人

1. 納税義務者が死亡した場合、その相続人②生活保護を受けることとなった人、または障がい者となった人③り災証明書が「半壊」以上で、令和3年中の合計所得金額が一定金額以下の人

2固定資産税・都市計画税

対象　所有する固定資産が、次のような損害を受けた人

・土地　宅地、農地が土砂の堆積、流出、陥没などにより著しく価値が減少したとき、または土地本来の効用を果たせなくなったとき

※冠水のみの場合は対象となりません。

・家屋　当該家屋が半壊以上の被害を受けたとき

・償却資産　当該償却資産の価格の10分の2以上の価値を減じたとき

問い合わせ 税務課各問い合わせ先

■市県民税・固定資産税・都市計画税に関すること 電話23-2148

■国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関すること 電話23-5147

**被災した軽自動車などに係る返還金**

　被災した軽自動車などが、使用不能などの理由により廃車を余儀なくされた場合、当該車両に係る軽自動車税に相当する金額の一部を返還します。詳しくは、問い合わせください。

申請期限　9月30日（金曜日）

問い合わせ 税務課軽自動車税担当 電話23-2148

**災害復旧融資利子補給事業**

　災害融資を利用した中小企業者へ利子の補給を行います。詳しくは、問い合わせください。

対象　市内に、本社または主たる事業所を有し、令和5年12月31日㈰までに利子補給対象融資を受けた中小企業者

利子補給対象融資　宮城県経営安定資金（災害復旧対策資金、セーフティネット資金）、日本政策金融公庫（災害復旧貸付）、大崎市中小企業振興資金（大雨による災害を理由とした融資のみ）

申請期限　令和4年中に受けた融資：令和5年1月31日（火曜日）、令和5年中に受けた融資：令和6年1月31日（水曜日）

問い合わせ 産業商工課商工振興担当 電話23-7091

**被災農林業者に対する資金融資**

　農林業者を対象にした実質無利子の資金制度があります。詳しくは、最寄りの農業協同組合・金融機関に問い合わせください。

1農林業災害対策資金

融資機関　JA古川、JA新みやぎ、各金融機関

2宮城県農林業経営サポート資金

融資機関　JA古川、JA新みやぎ、七十七銀行本店・県内支店

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当 電話23-7090

**穀類乾燥機の購入支援（みやぎ米省エネ化緊急対策事業）**

　穀類乾燥機の被害を受けて、燃油使用料を削減できる穀類乾燥機を新たに購入する場合に、費用を支援します（補助率：2分の1）。詳しくは、問い合わせください。

申請期限　9月20日（火曜日）

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当 電話23-7090

**被災農地などの復旧に対する支援**

　農地や農業用施設などの復旧に係る経費の一部を支援します。詳しくは、問い合わせください。

申請期限　10月31日（月曜日）

問い合わせ 農林振興課農村整備担当 電話23-2318

トラクターや穀類乾燥機などの農業用機械に被害を受けた人は、まずは、農林振興課へ問い合わせください。

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当 電話23-7090